

業務委託契約書

K 株式会社（以下「甲」という）と株式会社 C（以下「乙」という）とは、以下の業務委託契約（以下「本契約」という）の締結に合意する。

第1条（目的）

甲は、本契約の定めるところにより、以下の業務を乙に委託し、乙はこれを受託して遂行するものとする。

- ・〇〇の作成業務

第2条（委託期間）

委託期間は令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

第3条（委託料）

1. 委託料は、別紙「業務一覧兼単価表」に定めた単価と数量から算出した金額（消費税別途）とする。但し、乙は、乙が必要と認める場合は、甲乙協議のうえ、この委託料を変更することができるものとする。
2. 甲は、乙に対して、前項の委託料の支払いを、毎月末日までに提出を受けた請求書に関し、翌月20日に乙が指定する金融機関の指定口座に振り込む方法により支払う。なお、20日が土・日・祝日の場合は翌営業日とし、その際の振込手数料は、甲の負担とする。

第4条（権利譲渡の制限）

乙は、本契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡、又は引き受けさせてはならない。但し、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときは、この限りではない。

第5条（再委託の制限）

乙は、この業務を第三者に再委託をしてはならない。但し、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときは、この限りではない。

第6条（資料等の貸与・保管・返却・破棄）

1. 甲は委託業務の遂行上必要な資料等を（以下「資料等」という）を乙に貸与し、また委託業務遂行上必要な情報を告知するものとする。
2. 乙は甲より貸与された資料等を管理者の注意をもって保管・管理し本契約に基づく委託業務の遂行以外の目的に使用しないものとする。
3. 乙は甲より貸与された資料等を本契約に基づく委託業務遂行以外の目的に複写・複製・編集等を行わないものとする。

4. 乙は甲より貸与された資料等について、甲の指示により、返却又は破棄するものとする。

第7条（秘密保持）

1. 乙は、甲から秘密とされた事項及び本契約に関して知り得た甲の秘密を第三者に漏らしてはならない。
2. 本条の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

第8条（事故処理）

本契約に基づく委託業務の遂行に支障をきたすおそれのある事態が生じた場合は、速やかに相手方に連絡するとともに、甲乙協力してその解決処理にあたるものとする。

第9条（業務内容の変更等）

甲は必要があると認めるときは、乙に対し書面により業務の内容を変更し、又は委託期間の変更を求めることができる。この場合における業務の内容又は委託期間は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

第10条（業務の報告）

乙は、本契約における作業実態後、遅滞なく業務の成果に関する報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

第11条（契約の解除）

1. 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、催告しないで本契約を解除することができる。
 - (ア) 本契約に違反したとき
 - (イ) 正当な理由なく業務を履行しなかったとき、又は履行の見込みがないとき
 - (ウ) 業務の実態に関し、不正の行為があったとき
 - (エ) 正当な理由なく甲の指示に従わなかったとき
2. 甲及び乙は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、甲乙協議のうえ本契約を解除することができるものとする。

第12条（損害賠償責任）

1. 甲は、本契約の遂行中に乙の責に帰すべき自由により甲に現実発生した通常かつ直接的な損害（逸失利益及び乙が予見し得たか否かに関わらず、特別の事情から生じた損害を除く）に対して、次項所定の限度内で損害賠償を請求することができる。
2. 乙の損害賠償責任は、債務不履行、不当利益、不法行為その他請求原因の如何に関わらず本契約の委託相当額（本契約が自動継続している場合は、当該損害発生時の委託

期間に対する委託料を相当額とする。)を限度額とする。

3. 本条に基づく損害賠償請求は、事故の発生の日から 1 年以内に行わなければ、請求権を行使することができない。

第 13 条 (不可抗力免責)

天変地異、戦争、内乱、暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、為替の大幅な変動その他当事者の責に帰すことのできない不可抗力による契約の全部又は一部の履行遅延、履行不能又は不完全履行については、当該当事者は責任を負わない。

第 14 条 (反社会勢力の排除)

1. 甲及び乙は、相手方に対し、次の各号のいずれかにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。
 - (ア) 自ら又は自らの役員もしくは自らの経営に実質的に関与している者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他反社会的勢力 (以下総称して「反社会的勢力」という。) であること。
 - (イ) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (ウ) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (エ) 自ら若しくは第三者の不当の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもってするなど、反社会的勢力を利用してしていると認められる関係を有すること。
 - (オ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (カ) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に避難されるべき関係を有すること。
2. 甲及び乙は、相手方に対し、自ら次の各号のいずれかに該当する行為を行わず、又は第三者を利用してかかる行為を行わせないことを表明し、保証する。
 - (ア) 暴力的又は脅迫的な言動を用いる不当な要求行為。
 - (イ) 相手方の名誉や信用等を毀損する行為。
 - (ウ) 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害する行為。
 - (エ) その他これらに準ずる行為。
3. 甲及び乙は、相手方が前二項のいずれかに違反し、又は虚偽の申告をしたことが判明した場合、契約解除の意思を書面で通知のうえ、直ちに本契約を解除することができる。この場合において、前二項のいずれかに違反し、又は虚偽の申告をした相手方は、解除権を行使した他方当事者に対し、当該解除に基づく損害賠償を請求することはできない。
4. 前項に定める解除は、解除権を行使した当事者による他方当事者に対する損害賠償の

請求を妨げない。

第 15 条（管轄裁判所）

本契約から生ずる一切の法的関係に基づく訴えについては、甲の所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

第 16 条（疑義の決定）

本契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

第 17 条（契約外の事項）

本契約で定めのない事項、解釈について、疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ、定めるものとする。

第 18 条（有効期限）

本契約の有効期限は令和 5 年 7 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の 1 ヶ月前までに甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、本契約は、第 3 条第 1 項但し書きの定めによるほかは同一条件で 1 年間継続し、以後も同様とする。

以上、本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保管する。

令和 5 年 月 日

（甲）

住 所 ：

会 社 名 ：

代表者名 ：

（乙）

住 所 ：

会 社 名 ：

代表者名 ：